

学生相談の近年の傾向と課題

吉武 清實

(東北大学高等教育開発推進センター教授)

筆者は、東北大学学生相談所のカウンセラーである。東北大学には約一八、〇〇〇人の学生が在籍しており、これに対して、五人の常勤のカウンセラーが配置されており、学生相談業務およびハラズメント全学学生相談窓口業務に従事している。

本稿では、その経験から、また、他大学の学生相談カウンセラーとの事例研究会や研修会の経験から、学生相談に関して、まずは、相談内容の近年の傾向について、次に、学生相談機関（学生相談所、学生相談室、学生なんでも相談室、カウンセリングセンターなど）の果たしている役割の近年の特徴について、そして最後に、大学の学生相談体

制の今日的課題について、述べることにしたい。

相談内容の近年の傾向

この一〇年ほど、学生の多様化が言われ、学生相談内容についても、多様化、重度化、複雑化が指摘されてきた。

この傾向は、今日まで進展し、その傾向は一層強まってきた。

相談の中に多く見られるものの第一は、いつの時代にもある学生期の悩みに関わる相談である。学生期のアイデンティティをテーマとして、心理的な不安定状態が生じているもので、一群を占めている。また、そのレベルにとどま

らず、精神神経科や心療内科の医療が必要となるようなメンタルヘルス上の問題を来すようになってきている一群がある。学生相談では、これらの不安定状態や精神症状が、サークルイベント、レポート提出締切、発表会、試験、卒論締切などの学生期のイベントと関連して悪化したり回復したりするという特徴がある。

相談内容の近年の傾向はどのようなものであるか。次の七点を挙げるができる。主に東北大学における経験をもとにしているが、他大学のカウンセラーとの種々の機会での交流から、他大学における傾向とも重なる部分が少なくないものと考えている。

①対人関係の葛藤やトラブルの相談

ひとつには、対人関係の葛藤やトラブルに関するものが増加傾向にあることがあげられる。家族との関係、あるいはサークル、学生寮、クラス、ゼミ・研究室での人間関係において生じているものである。一〇年程前にはほとんど見られなかったことだが、サークルや学生寮、ゼミ・研究室という場において、他の学生との人間関係におけるコミュニケーション不全や傷つきがもとで、抑うつ症状や不登校状態をきたす、というものが目につくようになってきている。

サークルやゼミ・研究室が持つ解決力が低下してきていることをうかがわせる変化である。

傷つかせる言動をとっている学生が、精神症状を呈している場合や、人格障害、あるいは発達障害の学生である場合もあり、それらの場合、サークルに対して、あるいは研究室・ゼミに対して責任をもつ教員によって介入が行われることになるが、この介入に際して、カウンセラーが共に協議したり、介入の場に同席したりする例が増加している。こうした、協議や、介入は、関係者がそろえることができる時間帯に日程調整されるため、どうしても夕刻以降の時間帯になることが多い。

②アカデミックハラスメント的被害の相談

指導教員の不適切な言動に傷つき耐えがなくなつて学生相談に、あるいはハラスメント相談窓口に自発的に、または勧められて来談する学生。その中には、同一の研究室から毎年のように学生が来談するというものがあり、少ない割合をしめる。

解決には、多くの場合、環境調整が必要となる。環境調整は、学生相談ではなく、ハラスメント相談の解決ルートにおける「調整」の解決手続きをとって、調整行為にあた

った方が良い場合が多く、その場合、ハラスメント相談・解決のルートを勧め、同意が得られたならば、学生相談（窓口）からハラスメント相談（窓口）に切り替えるようにする。

相談・解決システムを整備してハラスメントへの早期調整例を増やすことは、大学としてのきわめて重要なテーマである。

③ 学業不適應を長期化させる学生の相談

学業・研究への意欲を喪失して、あるいは、卒業への動機づけをなかなか高めることができないまま、モラトリアム期間を長期化させている学生についての相談の増加。その一因となっているのは、学生指導をかつてよりもきめ細かく行う学部・大学院、学科・専攻が増大し、それらのところでは、それに加えて学生相談室との連携力も増してきていることである。

モラトリアムを長期化させる学生は、一年、あるいは二年…と留年する学生である。サークルやアルバイトは続けている学生もあれば、ひきこもり状態になっている学生もある。後者の場合、対人恐怖症状が強くなっているものもある。自発的な来談は少なく、まず家族や、教員からの相

談があつて、その後、家族や教員の勧めに応じて、あるいは連れられて、来談するようになる。ひきこもる学生の中には、退学状態に至るまで、学生相談への来談も、学外相談機関やクリニックへの相談も拒み続けるものがあるが、その場合、発達障害が背景にあることが多い。

家族や教職員からのひきこもりの相談例については、カウンセラーは、担任やゼミ・研究室教員からの相談の場合、家族ともつながるようにして、また、家族からの相談の場合には教員とも連携するようにして、学生とのコミュニケーションの取り方や学業復帰の可能性と考えられる道筋、地域の援助資源の活用、実家での休学の必要性と可能性の検討等々のことを含め、そのとぎどきの対応の仕方について、共に考えさせてもらい、助言を行うようになっている。

④ 精神神経科等に通院しつつ学生相談を利用する学生の相談

入学後に精神神経科や心療内科を利用するようになる学生の増加傾向。入学前から利用歴のある学生の増加傾向。したがって服薬治療中の学生の増加傾向。

多くは、抑うつ症状に対してSSRIなどの抗うつ薬の処方を受けている。残念ながら、抗うつ薬の処方によって

改善していると述べる学生は少ない。カウンセラーは、通院しつつ来談する学生が、処方される薬が適合するまで医師と主体的にコミュニケーションできるように見守り、学生がその認知や行動のパタンを変えていくことができるように、援助しようと努める。

⑤自傷行為を示す学生、自殺念慮をもつ学生の相談

自傷行為を示す学生、自殺念慮をもつ学生の来談も近年漸増傾向にあると言える。昨年度のある学期中に、SSRIを服用するようになってから、攻撃性を増し、反社会的行動をとってしまった学生三名、自殺を企図した学生一名に立て続けに遭遇した。医療につながっているから安心、と言えないのが抑うつ症状を示す学生であり、自殺念慮をもつ学生である。カウンセリングにおいて、カウンセラーには、処方される薬が適合するのかもしれないのか、別の医師によるセカンドオピニオンが必要ではないのか、来談学生につきそって、学生が医療を適切に活用できるように見守っていく視点が必要となる。

⑥危機対応が必要となる学生への相談と援助活動

チーム援助による危機対応が必要となる学生も漸増傾向

にある。自殺企図学生ならびに、事件・事故の加害者あるいは被害者となる学生に関する緊急対応である。これらは、チーム援助として実施することになり、夕刻以降の時間帯になることが多くなる。このため、非常勤のカウンセラーでは、対応できない性質のものである。

学生相談カウンセラーは、自殺念慮学生が自殺への衝動性を高めないように、反対にその自殺衝動が薄まっていくように、カウンセリングを通じて関わっている。また、学部・大学院やゼミ・研究室と連携してチームでの見守りをコーディネートし、自殺企図による入院ののちの退院・学業復帰時の見守りに寄与するようにもなっている（「大学と学生」平成二二年二月号四八―五七頁の拙文を参照されたい）。学生相談カウンセラーの配置が大学のメンタルヘルス対策及び自殺防止対策に大きく寄与しているのだという事実を指摘しておきたい。

⑦発達障害学生の相談

発達障害学生本人から、また、その関係者（家族、教職員、サークルや研究室の同級生・先輩・後輩、恋人）からの相談、援助活動が近年急増している。

発達障害学生がどんなニーズを持って相談室を訪れるか

について、また、発達障害学生への支援の現状と課題については、それぞれ「大学と学生」平成二十一年一〇月号五二―五四頁、平成二十二年一一月号五六―六〇頁の拙文をご一読いただきたい。

発達障害学生の支援の一つ目は、修学支援であり、対人関係の支援である。二つ目は、進路・就職の支援である。

三つ目が、一般就労が困難である時の、卒業後社会生活の支援である。そして、もうひとつ、一つ目、二つ目、三つ目のいずれにも関わってくることで、専門機関を受診し診断を受けて「発達障害」であることを本人が保護者とともに受容するという作業を援助することである。

ちなみに、大学あるいは大学院卒業後に、一般就労が困難となるという事態は、本人と保護者にとって深刻かつ残酷な問題である。このとき、障害受容と障害認定の問題がたちはだかる。現在、障害の認定が「身体障害」「知的障害」「精神障害」の三障害に限定されていることから、高機能の発達障害の人では、精神症状が明確であれば「精神障害」の認定がありうるが、そうでなければ認定がなされにくい（なされない？）というのが現状であり、筆者は、高機能の人のために「発達障害」という第四番目の障害のカテゴリーが厚生労働省によって設けられるようにすべきである

と考える。「発達障害」という個性をもつことで、一般就労が困難である、という事実を本人と保護者がともに受け入れるという心理的作業は、この第四のカテゴリーへの福祉的サービスが制度として存在することが欠かせないからである。

学生相談機関の役割の近年の特徴

次に、学生相談所、学生相談室、学生なんでも相談室、カウンセリングセンターなどの学生相談機関の果たしている役割の近年の特徴について列挙してみる。

- 学生相談機関の役割の中心は学生自身への個別カウンセリングであるが、そのほかに、近年、とくに専任カウンセラーを配置している大学ほどあてはまる傾向として、次のように予防活動や危機対応などの役割を充実化させている。
- ① 教職員・家族への助言（コンサルテーション）の増大
 - ② 居場所による援助活動
 - ③ 危機介入、危機対応
 - ④ 正課授業での予防教育的授業の実施
 - ⑤ 学生向けの講演会やグループ活動
 - ⑥ ピア・サポート活動
 - ⑦ 教職員研修への貢献

⑧ 大学執行部との意見交換、学生支援あるいは危機管理に
関する学内委員会への参加

このうち、危機介入・危機対応はカウンセラーが教職員
と連携しつつ行うものである。

正課授業での予防教育的授業の実施や、学生向けの講演
会やグループ活動、ピア・サポート活動、さらには教職員
研修、いずれも、教職員との連携によってはじめて、カウ
ンセラーが実現させることのできる種類のものである。

なお、教職員研修については、学生が多様化し、メンタ
ルヘルス上の問題や障害をもって大学生を送る学生も増
える中で、それに戸惑う教職員をカウンセラーが援助する
という意義をもっている。そうした教職員に対して、学生
指導や学生とのコミュニケーションにどう留意したらよい
かをテーマとして、カウンセラーが学部・大学院と連携し
て講演やワークショップを行う例が、本学に限らず増加し
ている。

大学の学生相談体制の今日的課題

学生相談は、大学教育の一翼であり、教職員と連携して、
学生の心理的成長・発達（人間的成熟）を援助し、大学へ
および社会への適応を支援するものである。学生相談は、

また、学生期の危機に対応するものであり、大学のメンタ
ルヘルス対策に、自殺防止対策に貢献するものであり、ハ
ラスメントの相談・解決に貢献しうるものである。

このような学生相談の重要性に鑑みれば、今日的課題と
して、次の二点をあげることができる。

① カウンセラーの充実

「カウンセラーの充実」の必要性が平成一二年六月の文
部省報告書「大学における学生生活の充実方策について」
で、言われてから久しい。現在まで、カウンセラーの配置
については、少しずつ進められてきているが、まだまだ充
実したというにはほど遠い状況であり、カウンセラーの充
実化が必要な事態に、ますます立ち至っている、というこ
とができる。カウンセラーには、教職員や家族と連携して
機能すること、予防教育や、予防活動プログラムなど、面
接室外の予防的活動を展開すること、危機対応をチーム援
助によって行うこと、大学としての相談体制を整備するこ
と等々の役割遂行が求められることであり、そのために、
とりわけ専任・常勤のカウンセラーの配置が欠かせないが、
配置の歩みは緩慢である。

②連携を実効的に行うことが出来る学内体制作り

カウンセラーの立場から言えば、既述したような連携による活動を効果的に進めるためには、大学執行部や構成員の立場から言えば、連携によって効果的にカウンセラーを活用できるようにするためには、専任・常勤カウンセラー配置の学生相談機関をその中核として、大学としての学生相談体制が構築されることが肝要である。こうした体制構築には、全学的委員会（本学では、学生支援審議会と、そのもとにある学生相談専門委員会）によって審議されオーソライズされる必要がある。

（研修会のご案内）昨年引き続き、東北大学高等教育開発推進センターでは、平成二二年九月一六日～一七日、大学のハラスメント窓口相談員およびハラスメント問題責任者向けの研修会（HPに案内）を開催します。関心のある方は東北大学学生相談所（〇二二一七九五一七八三三）へお問い合わせください。